

減量騎手の制度改正に関する変更点について

1. 負担重量軽減の適用

(変更前)

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 10勝未満又は免許1年未満の騎手 | 3 kg (▲印) |
| (2) 25勝未満又は免許1年以上2年未満の騎手 | 2 kg (△印) |
| (3) 50勝未満又は免許2年以上3年未満の騎手 | 1 kg (☆印) |



(変更後)

- 新規免許の取得日から期間が、5年未満の騎手であって、
- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 30勝以下の騎手 | 3 kg (▲印) |
| (2) 31勝以上50勝以下の騎手 | 2 kg (△印) |
| (3) 51勝以上100勝以下の騎手 | 1 kg (☆印) |

2. 重賞競走及び準重賞競走の騎乗

(変更前)

南関東重賞（SⅠ）競走（主催者が特に定めるJpnⅡ及びJpnⅢ競走を含む）については、騎乗申込み時に、1kg適用の減量騎手が勝利度数31回以上の場合に限り騎乗できる。



(変更後)

南関東重賞（SⅠ）競走（主催者が特に定めるJpnⅡ及びJpnⅢ競走を含む）については、騎乗申込み時に、勝利度数31回以上の場合に限り騎乗できる。

3. 減量の解除

(変更前)

1kg適用の減量騎手から減量解除の申請があった場合は、減量を解除。



(変更後)

減量の解除は認めない。
ただし、特例としてこの取扱いの改正前に減量の適用を受けている騎手又は、この取扱いにより減量に変更が生じる騎手（別紙のとおり）については、本人から減量解除の申請があった場合に、減量を解除する。